

広島県告示第五百九十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

尾道海岸

二 地区海岸名

泊地区海岸

三 地先海岸名

百島町竜口地区

四 区域

基点一から基点一二までの各点を順次結んだ線及び基準点一二と基準点一を結んだ線に囲まれた区域（基点の標示、角度は真北による。）

五 点の位置

基準点 尾道百島町 国土地理院三等三角点「百島」（北緯三四度二分一〇秒、東経一三三度一五分五六秒）

基点一 基準点から一五六度一七分一六秒の方向一、〇五六・六九メートルの点

基点二 基点一から四〇度一四分五四秒の方向七・六六メートルの点

基点三 基点二から四四度一八分五一秒の方向三三・三七メートルの点

基点四 基点三から三八度五一分三〇秒の方向一五・八二メートルの点

基点五 基点四から三〇度二分三三秒の方向九八・九五メートルの点

基点六 基点五から八七度〇二分五九秒の方向五四・〇一メートルの点

基点七 基点六から一〇一度二分四二秒の方向三一・三四メートルの点

基点八 基点七から一二五度二分一七秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点九 基点八から二五七度五九分三八秒の方向四九・四五メートルの点

基点一〇 基点九から二七三度四分四六秒の方向五三・六七メートルの点

基点一一 基点一〇から二一〇度二分三二秒の方向八六・九六メートルの点

基点一二 基点一一から二三三度五五分五九秒の方向七七・四二メートルの点